

経済事業等取引約款

本約款は、令和4年4月1日以降に、さつま日置農業協同組合（以下、「組合」という。）が提供する飼料・肥料・農薬・苗等の農業用資材、食料品、日用雑貨、農機具、自動車、自動車用燃料、家庭用ガスなどの購入、及び農産物出荷に関する費用及び出荷に伴う手数料、または農機具修理・農薬散布等の請負事業の利用等を行う利用者（以下、「利用者」という。）に適用され、組合との間において、経済事業等を利用する場合は、本約款に同意したものとみなされます。

組合との上記取引に先立ち、本約款を確認のうえ、本約款の内容に同意できない場合は、上記内容を利用することはできません。

本約款は、民法に定める定型約款に該当します。組合は、本約款の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法の定型約款の変更の規定に基づいて変更するものとします。

また、本約款を変更するときは、変更後の本約款の内容を、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

第1条（約款の対象）

組合が販売する購買品一切及び組合が行う請負業務一切とします。

第2条（購買品販売方法）

（1）購買品の販売は、当用販売と予約注文販売によるものとします。

（2）予約による販売においては、利用者は、予約注文書を提出し、組合は注文書に基づき、注文品を利用者に受け渡します。

第3条（売買価格等）

（1）購買品の当用販売は、店頭価格とします。

（2）購買品の予約注文による販売価格は、注文書の価格とします。

（3）そのほか、請負代金等は、組合の設定した額とし、利用者は、注文の際に金額等を確認のうえ注文します。

第4条（代金支払方法）

原則として現金、もしくは利用者が組合に有する利用者名義の貯金口座から、利用者の払い戻し請求書なくして、組合において組合が指定する日に引落す方法により支払います。

第5条（期限の利益喪失）

（1）利用者において次の各号の事由が一つでも生じた場合には、組合から通知催告がなくても、組合に対する一切の債務について利用者は当然に期限の利益を失い、直ちに債務全額につき弁済します。

①住所変更の届出を怠るなど、利用者の責めに帰すべき事由によって、組合に利用者の所在が不明となったとき。

②利用者の組合に対する貯金その他の債権について仮差押、保全差押または差押の命令、通知が発送されたとき。

（2）利用者において次の各号の事由が一つでも生じた場合には、組合からの請求通知により組合に対する一切の債務について利用者は当然に期限の利益を失い、直ちに債務全額につき弁済します。

①利用者において支払の停止または破産、民事再生等の法的清算手続の申立があったとき。

②利用者が手形交換所の取引停止処分を受けたとき。

③担保の目的物について差押または競売手続の開始があったとき。

④支払いが一部でも遅延したとき。

⑤この取引約款の一つでも違反したとき。

⑥前各号の他債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき。

第6条（反社会的勢力の排除）

（1）利用者は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下、総称して「暴力団員等」という。）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。

① 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること

② 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

③ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること

④ 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

⑤ 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

（2）利用者は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一つにでも該当する行為を行わないことを確約いたします。

① 暴力的な要求行為

② 法的な責任を超えた不当な要求行為

③ 取引に関して、脅迫的な言動を行う、または暴力を用いる行為

④ 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて組合の信用を毀損し、または組合の業務を妨害する行為

⑤ その他前各号に準ずる行為

（3）第5条の規定の適用により、利用者に損害が生じた場合にも、組合になんらの請求をしません。また、組合に損害が生じたときは、利用者がその責任を負います。

第7条（債務の弁済等に充てる順序）

組合が利用者から弁済、または相殺及び払戻充当をする場合、利用者の組合に対する債務全額を消滅させるに足りないときは、組合は適当と認める順序方法により充当することができるものとし、利用者はその充当に対して異議を述べることはできません。

第8条（遅延損害金）

利用者が組合に対する債務の支払いを怠ったときは、利用者は組合に対し、第4条記載の指定日の翌日から完済まで年14.5%の割合（年365日の日割計算）により遅延損害金を支払います。尚、本損害金の割合については、組合にて減縮される場合があります。

第9条（担保及び保証人の提供）

利用者は、組合から請求があった場合、取引額に相当する担保の提供を差し出します。尚、組合の請求に利用者が担保提供しなかった場合は取引を停止することができます。

第10条（届出事項）

（1）利用者は、その印章、署名、名称、商号、代表者、住所、職業、勤務先、その他組合に届け出た事項に変更があった場合には、直ちに書面により組合に届け出るものとします。

（2）利用者が前項の届出を怠る、あるいは利用者が組合からの請求を受領しないなどの利用者の責めに帰すべき事由により、組合が行った通知または送付した書類等が延着し、または到達しなかった場合には通常到達すべきときに到達したものとします。

第11条（報告および調査）

（1）利用者は、組合による担保の状況、利用者の財産、経営、業況等に関する調査に必要な範囲において、組合から請求があった場合には、書類を提供し、もしくは報告をなし、または便益を提供するものとします。

（2）利用者は、担保の状況、利用者の財産、経営、業況等について重大な変化が生じたとき、または生じるおそれがあるときは、組合に対して遅滞なく報告するものとします。

（3）利用者は、家庭裁判所の審判により、補助、保佐、後見が開始されたときもしくは任意後見監督人の選任がなされたとき、またはこれらの審判をすでに受けているときには、利用者の補助人、保佐人、後見人は、登記事項証明書を添付してその旨を書面により組合に届け出るものとします。届出内容に変更または取消が生じた場合も同様とします。届出の前に生じた損害については、組合は責任を負わないものとします。

第12条（準拠法、合意管轄）

（1）利用者と組合は、本約款に基づく諸取引の契約準拠法は日本法とすることに合意します。

（2）利用者と組合は、本約款に基づく諸取引に関して訴訟の必要が生じた場合には、組合の本店（本所）または組合の取引支店（支所）の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とすることに合意します。

以 上

（令和7年7月14日現在）